

ソフトウェア使用許諾契約書

2019年12月2日

本使用許諾契約書（以下「本契約書」という。）は、応用地質株式会社（以下「当社」という。）の本製品に関して、お客様と当社との間に締結される契約書とします。お客様は、ソフトウェア使用許諾契約書を読み、理解し、同意したうえで本サービスの申し込みをします。

（定義）

第1条 本契約書においては、次の用語の意義は、次の各号に定める通りとします。

- (1)本ソフトウェア：OCTAS Modelerとして提供されたプログラム、マニュアル、ドキュメント及びその他すべてのファイル類（本ソフトウェアの改良版を含む）
- (2)使用：本ソフトウェアをコンピュータ上で実行すること
- (3)インストール：本ソフトウェアをハードディスクドライブ又は同様の保管装置に実行可能な形態でコピーすること

2 本契約書の条項は、本ソフトウェアに適用されるものとします。

（知的財産権及び著作権）

第2条 当社は、オリジナル若しくはコピーの形態又は媒体にかかわらず、本ソフトウェアの著作権を含む一切の知的財産権を保持します。

2 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアに関する知的財産権を譲渡しません。

（使用許諾条件）

第3条 当社はおお客様に対し、本ソフトウェアの全部又は一部をコンピュータにインストールし、使用期限に限り、本ソフトウェアを非独占的に使用する権利を付与します。

（禁止事項）

第4条 お客様は本ソフトウェアの使用にあたり、次の各号の行為をしてはなりません。

- (1)第三者に対し、本ソフトウェアの全部又は一部の譲渡・販売・転貸する行為
- (2)自ら又は第三者を用いて、本ソフトウェアの全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案等を行う行為
- (3)第三者から本ソフトウェアを違法に入手する行為
- (4)本ソフトウェアに表示され、又はその動作時に表示される著作権、商標登録等の表示を除去又は視認困難にする行為
- (5)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (6)当社の電気通信設備等の使用・運営に支障を与える行為、もしくは与えるおそれのある行為
- (7)その他、当社が不適切と認めた行為

（免責）

第5条 当社は、本ソフトウェアがおお客様の保有する動作環境において、全て正常に動作することを保証するものではありません。

2 当社は、本ソフトウェアの仕様を予告なしに変更することがあり、明示・黙示を問わず、本ソフトウェアの機能、性能及び品質がおお客様の特定目的に適合することを保証するものではありません。

ありません。

3 当社は、お客様が本ソフトウェアを使用したことにより被ったいかなる損害（収入又は利益の逸失を含む）についても、一切の責任を負いません。

（ソフトウェアのサポート及びアップグレード）

第6条 本ソフトウェアのサポート及びアップグレードについては、次の各号に定める通りとします。

- (1)お客様は、本ソフトウェアの操作等に関するサポートを受けることができる。ただし、サポートの受付時間は、当社営業時間内（9:00から17:00）とし、土曜日、日曜日、祝日、お盆休み、年末年始（12/29～1/4）、創立記念日（5/2）、その他当社が指定する休業日（その都度、通知する。）は除く
- (2)お客様は、本ソフトウェアのアップグレードに伴い、機能の追加、削除などの変更に同意するものとする
- (3)アップデートされた本ソフトウェアについても、本契約書の各条項が適用されることとする。ただし、アップグレードに際し、当社から新しい条項が適用される旨が明示された場合は、新しい条項が適用される

（サブスクリプションライセンス）

第7条 お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、当社が定めるライセンス認証手続きを行うものとします。

2 サブスクリプションライセンスは、本ソフトウェアご購入日から1年間有効とし、お客様はライセンス有効期間を商品ホームページのマイページにて確認できるものとします。

3 年契約ライセンスの更新は、マイページよりお客様自身で申請手続きを行うものとします。

（本サービスの使用料）

第8条

お客様は、当社に対し本製品のライセンス金額を、別紙に定める方法で支払うものとします。

（提供の停止と契約の解除）

第9条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合に、期間を定めて本サービスの提供を停止し、契約を解除することができます。この場合、既にお支払いいただいた本契約の対価は返却しません。

- (1)申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (2)第4条各号に挙げる事項のほか、この利用規約の規定に違反したとき
 - (3)本サービスの年契約ライセンスの有効期限を超過し、お客様より年契約ライセンスの更新手続きが行われていないとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する際は、お客様にあらかじめその理由、実施期日及び実施期間を当社の定める方法で通知します。

（個人情報）

第10条 当社は個人情報等を、原則としてお客様本人以外の者に開示、提供はせず、本サービス提供目的の範囲内においてのみ使

用します。当社が取得したお客様の個人情報、当社の定めるプライバシーポリシーに従って取扱われます。

(反社会的勢力の排除)

第 11 条 お客様及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 お客様又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当することを知った場合、何らの催告をすることなく契約を解約することができ、その解約によって相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

(契約解約後の措置)

第 12 条 お客様は、本契約が解約された場合、直ちに本ソフトウェアおよびそのコピーを自らの負担で破棄し、破棄の事実を当社に文書で通知するものとします。

(損害賠償)

第 13 条 お客様は、本契約に違反して当社又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負うものとします。

(残存条項)

第 14 条 本契約の解約後においても、第 2 条（知的財産権及び著作権）、第 4 条（禁止事項）、第 5 条（免責）、第 12 条（契約解約後の措置）、第 13 条（損害賠償）及び第 16 条（合意管轄）については、なお効力を有するものとします。

(協議)

第 15 条 本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈に疑義を生じたときは、お客様及び当社は協議の上、解決するものとします。

(合意管轄)

第 16 条 本契約の履行又は解釈に関して紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上

(別紙)

第8条 (本サービスの使用料) 関係

お客様は、本製品のライセンス購入にあたり、下記のいずれかの方法をWEB上で選択し、本サービス開始前に支払うものとします。いずれの場合においても、振込手数料が発生する場合は、お客様が負担するものとします。

(a) クレジットカード決済

(b) 当社が指定する銀行口座への振込

2 お客様によるライセンス金額の支払いを当社で確認できる時点は、お客様の支払方法によって異なります。

(a) クレジットカードを選択した場合

クレジットカード会社によって課金が承認された時点

(b) 当社が指定する銀行口座への振込を選択した場合

お客様からの当社指定口座に着金した時点